（校舎等の施設）

第九条　通信教育学科を置く短期大学は、教育研究に支障のないよう、当該学科に係る短期大学設置基準第二十八条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第三項において「通信教育関係施設」という。）を有するものとする。

２・３　［略］

［項を削る。］

（通信教育学科の校地）

第十条　［項を削る。］

［１］　通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。

（添削等のための組織等）

第十一条　短期大学は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例）

第十二条　この省令及び次条の規定により適用される短期大学設置基準の規定に定める教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、短期大学が、当該先導的な取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う短期大学であることの文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第九条第二項の規定及び同令第五十条第一項に掲げる規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。

２　教育課程等特例認定短期大学（前項の規定により認定を受けた短期大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。

（その他の基準）

第十三条　通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、短期大学設置基準の定めるところによる。

別表第一（第八条関係）

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員二、〇〇〇人までの場合の基幹教員数	一学科の入学定員三、〇〇〇人までの場合の基幹教員数	一学科の入学定員四、〇〇〇人までの場合の基幹教員数
［略］			

（校舎等の施設）

第十条　通信教育学科を置く短期大学は、当該学科に係る短期大学設置基準第二十八条第一項に規定する校舎を有するほか、特に添削等による指導並びに印刷教材等の保管及び発送のための施設（第三項において「通信教育関係施設」という。）について、教育に支障のないようにするものとする。

２・３　［同上］

４　図書館の閲覧室には、通信教育を受ける学生の利用に支障のないよう相当数の座席を備えるものとする。

（通信教育学科の校地）

第十一条　［１］　通信教育学科のみを置く短期大学は、教育に支障のない場合には、運動場を設けないことができる。

２　通信教育学科に係る校地の面積については、当該学科における教育に支障のないものとする。

（添削等のための組織等）

第十二条　短期大学には、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

［条を加える。］

（その他の基準）

第十三条　通信教育を行う短期大学の組織、編制、施設、設備その他通信教育を行う短期大学の設置又は短期大学における通信教育の開設に関する事項で、この省令に定めのないものについては、短期大学設置基準（第九条を除く。）の定めるところによる。

別表第一（第九条関係）

学科の属する分野の区分	一学科の入学定員二、〇〇〇人までの場合の専任教員数	一学科の入学定員三、〇〇〇人までの場合の専任教員数	一学科の入学定員四、〇〇〇人までの場合の専任教員数
［同上］			